

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 古川 和

地方施設における施設使用料金改定のお知らせ

当機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国 28 か所の施設を通じて多様な体験活動と機会を提供してまいりました。

また、青少年を取り巻く環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題に直面する中で、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験活動を提供することが、ナショナルセンターとしての役割と考えております。

そのため、「青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する」というビジョンを掲げ、政府予算及び自己収入等により、各事業において指導者養成、研修支援等様々な取組に注力しております。

今後、政府予算が厳しい状況においても、全ての子供たちに良質な体験の機会を提供し、将来にわたって青少年教育を推進するため、更なる質の充実を図り、安全・安心で良質な体験活動の提供が可能な施設運営を実施してまいり所存です。

しかしながら、施設の充実に係る経費の全てを政府予算で賄うことは困難であるため、施設使用料金を改定させていただき、施設の充実に係る経費の一部を利用者の皆様に御負担いただくことで、全ての子供たちの安全・安心に配慮して、感動体験を提供できる体制の充実を図ってまいります。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

(現行)

シーツ等洗濯料 300 円/1 回 ※テント泊に伴うものは施設毎に設定
施設使用料 団体区分 青少年 0 円/泊
一 般 900 円/泊

(改定)

施設使用料

幼児 (4 歳以上)	300 円/泊	※ 4 泊目以降無料
子供 (小学生～高校生)	600 円/泊	※ 4 泊目以降無料
大人 (18 歳以上)	2,500 円/泊	※ 学生は 4 泊目以降無料

【改定時期】

令和 6 年 4 月

以上

令和6年度施設使用料金改定に関するFAQ

Q1 改定時期「令和6年4月」とは、何日からですか？

令和6年4月1日からの改定となります。なお、令和6年3月31日までに入所し、令和6年4月1日以降に退所する場合は、4月1日以降の施設使用料も改定前料金で計算します。

Q2 施設使用料とは別にシーツ等洗濯料が発生しますか？

いいえ。料金改定に伴い、従前のシーツ等洗濯料は廃止となります。

Q3 改正前は、団体区分（青少年／一般）に応じて、施設使用料が決定していたため、同じ団体内で施設使用料に差はなかったが、改定後は、同じ団体内でも年齢等に応じて、施設使用料に差が生じる、という理解で間違いないか。

はい。そのとおりです。

Q4 「※4泊目以降無料」とは、3泊目までは1泊ごとに料金が発生し、4泊目からは、施設使用料が発生しない、という理解で間違いないか。

はい。そのとおりです。

例) 4泊5日で利用する小学校団体の施設使用料

小学生： 600円/泊 × 3泊分 = 1,800円

※「子供（小学生～高校生）」のため、4泊目以降の施設使用料が無料となる。

教職員： 2,500円/泊 × 4泊分 = 10,000円

※「大人（18歳以上）」のため、4泊目以降も施設使用料は有料となる。

大学生の指導補助員： 2,500円/泊 × 3泊分 = 7,500円

※「大人（18歳以上）」かつ「学生」のため、4泊目以降の施設使用料が無料となる。

社会人の指導補助員： 2,500円/泊 × 4泊分 = 10,000円

※「大人（18歳以上）」のため、4泊目以降も施設使用料は有料となる。

Q5 料金区分を証明するために別途証明書（学生証等）を提示する必要はあるか。

必要に応じて提示を求める場合があります。

Q6 自団体の学生が、どの料金区分に該当するか確認したい。

以下お問い合わせ先まで、個別にお問い合わせ願います。

<お問い合わせ先>

国立淡路青少年交流の家 事業推進係

E-mail awaji-shinsei@mext.go.jp

TEL 0799-55-2695